川越市特定事業主行動計画

次世代育成支援のプログラム II ~仕事と子育ての両立支援~



目 次

1	は	じめ	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	ブ	゚ログ	ラム	ムの	対	象.	及	び	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
3	ブ	゚ログ	ラム	ムの	実	施	に	当	た	つ	て		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
4	実	施状	況の)把	握	及	び	公	表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		4
5		標の	設定	=	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
6	具	体的	な取	双組			•				•			•	•		•	•			•	•	•	•	•		6
(1)	子育	てに	文寸	す	る	理	解	ے	共	感	を	深	め	る	た	め	に			•	•	•	•	•		7
(2	2)	子育	てし	っや	す	<i>ل</i> ١)	職	揚	環	境	の	整	備	の	た	め	に		•		•	•	•	•	•		8
(3	3)	仕事	と4	活	の	調	和	を	推	進	す	る	た	め	に		•	•	•	•	•	•	•	•		1	1 2
(4	.)	子ど	も・	子	育	7	に	関	す	る	支	援	を	広	げ	る	た	め	に		•	•	•	•	•	1	1 5
7	お	th 10	ı.—			•			•			•						•								1	1 6

次世代育成支援のプログラム II ~仕事と子育ての両立支援~

1 はじめに

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成15年7月に、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律において、地方公共団体の機関は、職員を雇用する事業主の立場として、職員の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定することとされています。

本市においても、この法律に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする特定事業主行動計画として「次世代育成支援のプログラムー仕事と育児の両立を目指して一」を策定したところです。

これまでの5年間において、職員に対し研修等を通じてこの行動計画を周知し、子育で中の職員に対する理解の促進と職場環境の整備に努めてきましたが、平成22年2月に実施したこの行動計画に関する職員アンケート調査により、行動計画そのものが職員に浸透していないことが明らかとなりました。また、昨今の業務量の増大等により、目標として掲げた各種休暇の取得率等についても、達成困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ、これまでの計画内容について必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする新たな行動計画として「次世代育成支援のプログラムII~仕事と子育ての両立支援~」を策定しました。

新たな行動計画においては、職員の仕事と子育ての両立支援を一層推進するため、行動計画の職員への浸透を図るとともに、引き続き、職員の意識改革、職場環境の整備について取組んでいきます。また、次世代

育成支援に当たっては、職員の仕事と生活の調和を推進していくことが 有効であると考え、この視点に立った取組を行っていきます。

この計画の実施を通じて、職員の皆さん一人ひとりが次世代育成支援 に対する理解を深め、お互いに協力し合うことで、仕事と子育てを両立 できるような職場環境を作っていきましょう。

平成22年3月

川 越 市 議 会 議 長 川 越 市 議 会 議 長 川 越市選挙管理委員会 川 越市代表監查委員 別 地市教育委員会 別 越市 農業委員会 別 城市上下水道事業管理者

2 プログラムの対象及び期間

(1) 対象

次の者を除く常勤の職員を対象とします。

- ① 川越市立学校に勤務する県費負担教職員
- ② 川越市立川越高等学校の校長及び教員

(2) 期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法となっています。このプログラムでは、その後半期間に当たる平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

3 プログラムの実施に当たって

(1) 実施体制

このプログラムの実施に当たっては、特定事業主行動計画の策定に当たって設置した「川越市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定推進委員会」が中心となり、各機関の人事担当と連携を図りながら取組を進めていくことになります。

また、プログラムに定められたそれぞれの取組を計画的かつ着実に 実施していくためには、各機関の人事担当と職場の長及び職場の職員 が連携していく必要があることから、引き続き、職場ごとに「次世代 育成支援のプログラム推進員」を置き、それぞれの職場における次世 代育成支援に対する理解と協力体制の推進を図ることとします。

(2) 職員一人ひとりが役割を果たすために

プログラムを着実に実施していくためには、「誰が」「いつ」「何をすべきか」を明確にしておく必要があります。そこで、それぞれの取組において、その取組の主体となるべき職員を次のように区分し、果たすべき役割について示すこととします。

なお、職員によっては複数の区分に当てはまる場合がありますが、 その場合には、当てはまるすべての役割を果たしてください。

[主体となる職員の区分]

ブラムにお
ノノムにの
いいます。
進進員」を
推進員」を
いる職員、
を控えてい
(職員をい
ヽるすべて

4 実施状況の把握及び公表

このプログラムの実施状況については、「川越市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定推進委員会」において年度ごとに把握し、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映していきます。また、前年度における取組状況や設定目標に対する実績等について、ホームページを通じて公表します。

5 目標の設定

職員の仕事と子育ての両立支援のための取組を着実に実施していくため、次のような目標を設定します。

なお、これらの目標は、平成26年度の達成目標です。

★目標① 男性職員の育児参加を促進します。

〇 出産補助休暇の取得率:95%以上

〇 男性の育児参加休暇の取得率:70%以上

男性職員の育児参加を支援するための休暇として、「出産補助休暇」と「男性の育児参加休暇」があります。「出産補助休暇」の取得率については、特定事業主行動計画を策定した平成17年度以降90%前後で推移していますが、「男性の育児参加休暇」の取得率については、50%台にとどまっています。

このプログラムの実施を通じて男性職員のさらなる育児参加を促し、 それぞれの休暇の取得率アップを目指します。

★目標② 育児休業の取得を促進します。

〇 男性職員の育児休業の取得率:10%以上

〇 女性職員の育児休業の取得率:100%

男性職員の育児休業の取得率は、平成 17年度に特定事業主行動計画を策定した時からほとんど変化のないまま、極めて低い水準で推移しています。このプログラムの実施を通じて、男性職員が積極的に育児に参加できるよう意識改革、環境整備に努めます。

また、女性職員の育児休業の取得についても引き続き支援していきます。

★目標③ 職員の仕事と生活の調和を推進します。

- 〇 年次有給休暇の取得日数:15日以上(1人当たり平均)
- 〇 時間外勤務時間数:平成20年度実績比80%以下

職員の仕事と生活の調和を推進するため、このプログラムの実施を通じて、職員1人当たりの年次有給休暇の取得を促進するとともに時間外勤務の縮減に努めます。



6 具体的な取組

このプログラムでは、次の4つの視点に沿って職員の仕事と子育ての 両立支援に取り組んでいきます。

- (1) 子育てに対する理解と共感を深めるために
- (2) 子育てしやすい職場環境の整備のために
- (3) 仕事と生活の調和を推進するために
- (4) 子ども・子育てに関する支援を広げるために

なお、実施年度の欄に継続とあるものは、平成17年度から平成21年度までのプログラムにおいても同様の取組を行っていたことを示しています。また、見直し、新規とあるものは、このプログラムの策定に当たり必要な見直し等を行ったことを示しています。

(1) 子育てに対する理解と共感を深めるために

推進項目1	子育てに関する休暇制度等について情報提供します。
取組内容	母性保護、育児休業、休暇等の各種制度の周知
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	平成17年度に作成した「休暇等ハンドブック」に
	ついて必要な見直しを行い、改めて職員全員に配布
	します。
すべての職員	・配布された「休暇等ハンドブック」をよく読んで、
	休暇等の制度について理解を深めます。
	・職場に子育て中の職員がいる場合には、各種制度
	を利用しやすい雰囲気づくりに努めます。

推進項目2	子育てに対する職員の意識向上に努めます。
取組内容	◎プログラムに関する研修の実施
	◎子育て等に関する啓発資料の作成、配布
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	・基本研修等において、このプログラムに関する説
	明を行い、仕事と子育ての両立支援に対する職員の
	理解を図るとともに、「男は仕事、女は家庭」とい
	った性別による役割分担意識や、「仕事優先」とい
	った意識の是正に努めます。
	・必要に応じて意識啓発のための資料等を配布しま
	す。
すべての職員	研修や配布資料を通じて、制度の理解、職場環境の
	改善及び意識改革に努めます。

(2) 子育てしやすい職場環境の整備のために

推進項目3	妊娠中の職員の健康や安全に配慮します。
取組内容	◎妊娠中の女性職員の業務分担の見直し
	◎休暇を取得しやすいような職場環境の整備
実施年度	平成22年度から 継続
職場の長	・妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要な業務
	分担の見直しを行います。
	・妊娠中の女性職員が、通勤緩和、妊娠障害、健康
	診査等母性保護のための休暇を取得できるよう、配
	慮します。
プログラム推進員	妊娠中の女性職員が、必要な休暇を取得できるよう、
周囲の職員	お互いに協力して応援体制や職場の雰囲気づくりに
	努めます。
子育て中の職員	・母親となることが分かったら、速やかに職場の長
	をはじめとする周囲の職員に報告し、協力を得やす
	い環境を整えます。
	・妊娠中の女性職員は、通勤緩和、妊娠障害、健康
	診査等母性保護のための各種休暇制度を確認し、必
	要な休暇を取得します。





推進項目4 父親となる職員が家族と過ごす時間を

取組内容	◎男性の育児参加に関する休暇制度の周知
	◎休暇を取得しやすいような職場の雰囲気の醸成
実施年度	平成22年度から 見直し
プログラム担当課	・「休暇等ハンドブック」を配布し、休暇制度等の
	周知を図ります。
	・父親となる職員に対し、必要に応じて個別に制度
	説明等を行います。
職場の長	父親となる職員が、育児参加に関する休暇を積極的
	に取得できるよう、業務分担の見直しや応援体制を
	作ります。
プログラム推進員	父親となる職員に休暇制度等についての情報提供を
	行います。
周囲の職員	父親となる職員が必要な休暇を取得しやすいよう、
	お互いに協力して応援体制や職場の雰囲気づくりに
	努めます。
子育て中の職員	・父親となることが分かったら、速やかに職場の長
	をはじめとする周囲の職員に報告し、計画的な業務
	遂行に努めるなど協力を得やすい環境を整えます。
	・各種休暇制度を確認し、出産前後の配偶者をサポ
	ートするため積極的に休暇を取得します。

取組内容①	育児休業等の制度周知
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	・「休暇等ハンドブック」を配布し、育児休業、部分休業等、各種制度の周知を図ります。 ・父親、母親となる職員に対し、必要に応じて個別に制度説明等を行います。
職場の長	職員が育児休業等を取得することになった場合には、 業務に支障が出ないよう必要な業務分担の見直しを 行い、職員が安心して育児休業等を取得できるよう な環境を整えます。
プログラム推進員	父親、母親となる職員に育児休業等についての情報 提供を行います。
周囲の職員	父親、母親となる職員が育児休業等を取得しやすい よう応援体制を作ります。
取組内容②	育児休業等の取得に関する体験談、取組事例の紹介
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	育児休業等を取得した職員の体験談や育児休業を取得しかすい職場環境づくりの取組事例をまとめ、育児休業等を取得するに当たっての不安解消等のための情報提供を行います。

推進項目6	男性職員が育児休業等を取得しやすいような職場環
	境を整備します。

取組内容	男性職員の育児休業等の取得支援	
実施年度	平成22年度から 見	直し
プログラム担当課	「休暇等ハンドブック」の配布や育児休業等を	取得
	した職員の体験談をまとめ、男性職員が子育て	に積
	極的に参加できるよう、必要な情報を提供しま	す。
職場の長	育児休業等の取得を検討している男性職員がい	る場
	合には、業務分担の見直しや周囲の職員に協力	を呼
	びかけるなど積極的に支援します。	
プログラム推進員	男性職員が育児休業等を積極的に取得できるよ	うに
周囲の職員	応援体制を作ります。	

推進項目7	育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援し
	ます。

取組内容①	育児休業中の職員への情報提供
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	育児休業中の職員に対して、必要に応じて職場の情
プログラム推進員	報等を提供します。
周囲の職員	
取組内容②	復職した職員に対する職場研修等の実施
実施年度	平成22年度から 新規
職場の長	復職直後の職員の仕事に対する不安感を解消するた
プログラム推進員	め、業務内容の再確認など職場において必要な研修
周囲の職員	等を行います。

取組内容③	復職した職員に対する配慮
実施年度	平成22年度から 継続
職場の長	・復職後の職員が仕事と子育てを両立できるよう、
プログラム推進員	必要な業務分担の見直しを行います。
周囲の職員	・子どもの急な発熱等の際の休暇の取得について配
	慮します。

(3) 仕事と生活の調和を推進するために

推進項目8 時間外勤務を縮減し、職員の負担の軽減に努めま

取組内容①	ノー残業デーの実施
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	定時退庁を促進するため、引き続き「ノー残業デー」 を実施します。
職場の長	・「ノー残業デー」を徹底できるよう職員に定時退 庁を促します。
	・やむを得ず時間外勤務を命じる場合には、業務内容を十分精査し、必要最小限の命令とします。
すべての職員	・「ノー残業デー」には、周りの職員と声をかけ合って定時退庁に努めます。・日ごろから時間外勤務の縮減に対する意識を持ちます。

取組内容②	◎業務の効率化
	◎勤務時間管理の徹底
実施年度	平成22年度から 継続・新規
プログラム担当課	職員の時間外勤務の状況を的確に把握し、職場の長
	と連携して勤務時間管理の徹底を図ります。
職場の長	・業務を効率的に遂行できるよう、業務内容の見直
	し、業務分担の平準化を図ります。
	・職員の時間外勤務の状況を的確に把握し、職員の
	健康管理に配慮するとともに、必要に応じて指導を
	行います。
すべての職員	・日ごろから業務遂行の見直しを心がけ、効率化の
	ための工夫に努めます。
	・「分担できる仕事は皆で」という意識をもって協
	力体制を作ります。





推進項目9	年次有給休暇等の取得を促進します。
取組内容	 ◎計画的な休暇取得の促進
以祖内台	
	◎連続休暇の取得の促進
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	職員の年間の休暇取得状況を把握し、計画的な休暇
	の取得及び連続休暇の取得を呼びかけます。
職場の長	・職員が休暇の計画を立てやすいよう、年間又は月
プログラム推進員	間の業務計画を職員に周知します。
	・おおむね3月ごとに休暇計画表を作成し、職員が
	休暇を取得しやすい環境を作ります。
	・週休日や祝日等と年次有給休暇を組み合わせて連
	続した休暇を取得するよう、職員に働きかけます。
	・職場に子育て中の職員がいる場合には、子どもの
	学校行事等に参加する際の休暇取得について配慮し
	ます。
すべての職員	・日ごろから職場内の相互応援体制を作り、お互い
	に休暇を取得しやすい環境を作ります。
	・年次有給休暇の取得に当たっては、週休日や祝日、
	年末年始の休み等と組み合わせて、積極的に連続休
	暇を取得します。
	・家族の記念日や子どもの学校行事等の際には、積
	極的に休暇を取得し、家族との時間を大切にします。

推進項目10	子の看護休暇の取得を促進します。
取組内容	子どもの看護に対して理解ある職場環境の整備
実施年度	平成22年度から 継続
職場の長	子どもの突発的な病気の際に、職員が子の看護休暇
	や年次有給休暇を取得しやすいよう配慮します。
周囲の職員	子育て中の職員が、子どもの突発的な病気の際に安
	心して休暇を取得できるよう協力します。
子育て中の職員	日ごろから周囲の職員とコミュニケーションを図り、
	休暇を取得しやすい環境を整えます。

(4) 子ども・子育てに関する支援を広げるために

推進項目11 子ども・子育てに関する支援の輪を広げます。	
------------------------------	--

取組内容①	子育てバリアフリーの推進
実施年度	平成22年度から 継続
プログラム担当課	・利用者の状況を踏まえ、引き続き授乳室の設置や
	トイレの改修等に努めます。
	・子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、
	一層の接遇の向上を図ります。
職場の長	子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるような職
	場の雰囲気づくりを心がけ、必要に応じて職員への
	指導等を行います。
すべての職員	日ごろから親切、丁寧な対応を実践します。

取組内容②	子ども・子育てに関する地域活動への参加支援
実施年度	平成22年度から 継続
職場の長	職員が子ども・子育てに関する地域活動に参加しや
	すいよう、職場の雰囲気づくりを心がけます。
すべての職員	地域社会の一員として、子ども・子育てに関する地
	域活動に積極的に参加します。

7 おわりに

このプログラムの実施を通じて、職員の皆さんが次世代育成の重要性を認識し、仕事と子育ての両立支援に対する様々な取組に積極的に参加し、次代を担う子どもたちの健やかな成長に貢献することを期待します。また、仕事と生活の調和を推進することにより、皆さんの過ごす時間が今よりもさらに価値のある、充実したものとなることを願っています。

